

指定小規模多機能型居宅介護とまり木
運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団友愛会が開設する、指定小規模多機能型居宅介護とまり木（以下「事業所」という）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という）は要介護者の居宅および事業所において、住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供する。

（運営の方針）

第2条 利用者一人ひとりの人権を尊重し、住み慣れた地域での生活を最後まで継続することが出来るよう支援し、地域住民との交流を図りつつ、利用者の心身の状況、希望および必要性のおかれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

名 称 小規模多機能型居宅介護 とまり木
所在地 岐阜市栗野東5丁目173番1

（職員の職種、員数および職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者1名

管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。

（2）介護支援専門員1名

介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画および小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。

（3）介護従業者8名以上（うち2名以上は看護師およびリハビリテーション専門職）

介護従業者は登録者の居宅を訪問して指定小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通いおよび宿泊の利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を提供する。看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

(営業日および営業時間等)

第5条 当事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 1年を通じて毎日営業する(休業日は設けない)
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時まで
- (3) サービス提供基本時間
 - ① 通いサービス 午前8時から午後8時まで
 - ② 宿泊サービス 午後8時から午前8時まで
 - ③ 訪問サービス 24時間

(登録定員および利用定員)

第6条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29名
- (2) 通いサービス 15名
- (3) 宿泊サービス 5名

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

岐阜市内で、長良・長良西・長良東・鷺山・常盤・岩野田・岩野田北・三輪地区

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第8条 事業所の介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- (2) 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- (3) 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。

- (4) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(サービスの内容)

第9条 指定小規模多機能型居宅介護のサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
 - (2) 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
 - (3) 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 2 サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(利用料)

第10条 指定小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に準じた額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事代 朝食400円、昼食600円、夕食600円
(利用した場合のみ)
- (2) 宿泊費 1泊につき2,100円
- (3) おむつ代 実費
- (4) 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定小規模多機能型居宅介護に要した交通費および送迎にかかる費用を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費および送迎にかかる費用は、通常の事業実施地域を超えた地点から、1キロメートルにつき40円とする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。
- (6) キャンセル料
利用日当日にキャンセルとなった場合、食費のみ徴収する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- (1) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等
を中止する場合があること。
- (2) 当日の利用の取り消しの連絡は、前日または、当日の午前8時30分までに
当事業所へご連絡していただくこと。ただし、当日のキャンセルについて
は、食費を徴収するものとする。
- (3) サービス提供上、他の利用者に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の
中止をしていただくことがあること。

(緊急時等における対応方法)

第12条 利用者の症状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力
医療機関への連絡等必要な措置を講じることとする。また、利用者および家
族若しくは連帯保証人が指定するものに対し連絡する。

(事故発生時の対応)

第13条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、
速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(身体拘束)

第14条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行わないものとする。ただ
し、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身
体に対して危険がおよぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対し
て、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、
必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束の内容、目的、
拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存する事とする。

(損害賠償)

第15条 当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事
業者は速やかにその損害を賠償する。ただし、その損害の発生について利
用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時は、事業者の損害賠
償を減ずる場合がある。なお、損害の発生について、次の場合は損害賠償の
責は負えない。

- (1) 身体拘束の原則禁止により、基本的介護サービスを行うが、法律を遵守することにより転倒等の事故が起こった場合。
- (2) 法定の勤務体制中であり、当事業所に故意過失がない場合。
- (3) 利用者に故意又は過失が認められる場合。

(苦情への対応)

第16条 当事業所は、自ら提供した指定小規模多機能型居宅介護に対する利用者およびその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者および家族に説明するものとする。

(非常災害対策)

第17条 指定小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路および協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第18条 当事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者および小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(虐待防止)

第19条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について全従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年1回。）
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢

者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制の整備に努める。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団友愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

3 事業所で使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとし、職員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに年2回の健康診断を実施するものとする。

(附則)

この規程は、平成30年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 3月14日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年12月 1日から施行する。